

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成29年4月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600036 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700002 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年 4 月 1 日、喪失年月日を平成 27 年 11 月 1 日に訂正し、平成 26 年 4 月から平成 27 年 1 月までの期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円、同年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額を 16 万円、同年 4 月から同年 8 月までの期間の標準報酬月額を 24 万円、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 11 月 25 日から平成 27 年 11 月 1 日まで

私は、平成 25 年 11 月 25 日から平成 27 年 10 月 31 日まで A 社において外国人技能実習生として勤務し、社会保険料が毎月の給与から控除されていたはずなのに、請求期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 11 月 1 日までの期間（本件請求日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間）については、請求者から提出された雇用保険被保険者離職票及び A 社の破産管財人から提出された請求者と同社との間で締結された雇用契約書から、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記の雇用契約書、A 社の事業主の回答、請求者及び破産管財人から提出された出勤表（事業主が請求者の勤務実態を把握できる唯一の資料と陳述）並びに同社

が請求者を外国人技能実習生として受け入れた際の外国人技能実習制度における監理団体の回答により、請求者は、同社に勤務した期間において、同社と技能実習生として常用的な雇用関係にあったことが確認できる。

さらに、事業主は、「請求者に対する毎月の給与は、入社時の平成 25 年 11 月から基本賃金の手取り支払額として 7 万 4,000 円（雇用契約書の雇用条件書別紙「賃金の支払い」の基本賃金は月給 12 万 1,300 円）、平成 26 年 10 月から基本賃金の手取り支払額として 7 万 6,000 円（平成 26 年 10 月 10 日付け「賃金額の変更について」別紙の基本賃金は月給 12 万 4,028 円）を支払い、残業代については、在籍 1 年目が経過するまでは毎月支払わず、2 年目の同年 11 月から、当月分及び前年同月分の時間外実績時間数に法定額を下回る単価に乗じた額を支払った。」と陳述しているところ、上記破産管財人から提出された平成 27 年 6 月から同年 9 月までの各月末時に従業員への賃金の支払状況を事業主が記録したとするノートの写し（以下「出金記録」という。）によると、請求者に対して基本賃金の手取り支給額（7 万 6,000 円）以外に当月分及び前年同月分の残業代相当額が記載されていることが確認でき、その残業代の基礎となった算出時間数は、上記の出勤表に記載された実績時間数（時間外労働及び休日労働の時間数の合計）と一致することから、当該出金記録は給与支払の事実を記した資料と推認でき、事業主の陳述とも符合していることから判断すると、請求者は同社から報酬を受けていたことが認められる。

したがって、請求者は、A 社において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年 4 月 1 日、喪失年月日を平成 27 年 11 月 1 日とすることが必要である。

また、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の雇用契約書、出勤表、出金記録等の資料及び事業主の陳述により、i) 平成 26 年 4 月から平成 27 年 1 月までの期間は、平成 26 年 4 月 1 日の資格取得時の決定、同年の定時決定の基礎となる同年 5 月及び同年 6 月の報酬月額（請求事業所の給与支払は翌月払い）として、基本賃金として月給 12 万 1,300 円が請求者に支払われていたと推認できることから、標準報酬月額を 11 万 8,000 円、ii) 平成 27 年 2 月及び同年 3 月は、随時改定の基礎となる継続した 3 か月（平成 26 年 11 月から平成 27 年 1 月まで）の報酬月額として、最低賃金改定（平成 26 年 10 月改定）に伴う基本賃金の変更（月給 12 万 4,028 円）及び同年 1 月から残業代が支払われていることが推認され、当該報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額の等級が 2 等級以上変動していることから、標準報酬月額を 16 万円、iii) 同年 4 月から同年 8 月までの期間は、随時改定の基礎となる継続した 3 か月間（平成 27 年 1 月から同年 3 月まで）の報酬月額として、残業代の支給が開始されたことを新たな手当の付加と見なし、当該 3 か月間に支払われたと推認できる報酬月額の見合う標準報酬月額の等級が 2 等級以上変動していることから、標準報酬月額を 24 万円、iv) 同年 9 月及び同年 10 月は、同年の定時決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの推認できる報酬月額から、標準報酬月額を 26 万円とする

ことが必要である。

一方、請求期間のうち、平成 25 年 11 月 25 日から平成 26 年 4 月 1 日までの期間(本件請求日において、厚生年金保険法の保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間)については、請求者及び上記破産管財人から提出された資料により、請求者はA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「請求者に係る厚生年金保険の資格取得手続及び厚生年金保険料の控除は行っていない。」と陳述している上、B市から提供されたA社が交付の平成 25 年分及び平成 26 年分の給与支払報告書によると、「支払金額」欄の記載額から、請求者は同社から報酬(上記の基本賃金相当額)を受けていたことは確認できるものの、「社会保険料等の金額」は当該報酬に基づき控除されることが推認される厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とは乖離^{かい}しており、請求者の平成 25 年 11 月 25 日から平成 26 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていたと推認することができない。

また、事業主は、「入社時に請求者と一緒にB市役所に出向き、請求者に係る国民年金の住所変更、保険料の免除申請及び国民健康保険の加入手続を行った。」と陳述しており、請求者の住民票及びオンライン記録から、平成 25 年 11 月 25 日に住所をB市に転入する届出を同年 11 月 28 日に行い、同日に免除申請が受け付けられ、同年 10 月から平成 26 年 6 月までが全額免除と記録されていることが確認できる上、同市は、「請求者は、平成 25 年 11 月 25 日から平成 28 年 2 月 19 日まで国民健康保険に加入していた。」と回答している。

このほか、請求者は、平成 25 年 11 月 25 日から平成 26 年 4 月 1 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の平成 25 年 11 月 25 日から平成 26 年 4 月 1 日までに対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が年金事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたこと的事实を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600179 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700005 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成 15 年 7 月 18 日及び同年 12 月 20 日は 15 万円、平成 16 年 7 月 20 日は 16 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 20 万円、平成 17 年 7 月 20 日は 21 万円、同年 12 月 20 日は 22 万円、平成 19 年 12 月 20 日は 22 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 20 日、平成 16 年 7 月 20 日、同年 12 月 20 日、平成 17 年 7 月 20 日、同年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 20 日、平成 16 年 7 月 20 日、同年 12 月 20 日、平成 17 年 7 月 20 日、同年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日
② 平成 15 年 12 月 20 日
③ 平成 16 年 7 月 20 日
④ 平成 16 年 12 月 20 日
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
⑦ 平成 19 年 12 月 20 日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑦まで（以下「請求期間」という。）において賞与の支給があり、厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る年金の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した給与所得の源泉徴収票（平成 15 年分、平成 16 年分及び平成 17 年分）、賞与明細書（平成 16 年 12 月 20 日、平成 17 年 7 月 20 日、同年 12 月 20 日及び平成 19 年 12 月 20 日）及びA社の回答等から、請求者は、請求期間において同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収票及び賞与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は 15 万円、請求期間③は 16 万 7,000 円、請求期間④は 20 万円、請求期間⑤は 21 万円、請求期間⑥は 22 万円、請求期間⑦は 22 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600175 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700001 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 56 年 10 月 31 日まで勤務し、雇用保険の受給資格を満たしたことから、退職後に失業保険を受給した。

しかし、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 56 年 10 月 21 日となっており、請求期間の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した雇用保険受給資格者証から、請求者は、A 社に昭和 56 年 4 月 1 日に雇用され、同年 10 月 31 日に離職していることが確認できる。

しかしながら、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は昭和 56 年 10 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、当該喪失年月日はオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票には、同社を管轄した社会保険事務所（当時）が同年 10 月 29 日に当該喪失に係る事務処理を行った記録が確認できることから判断すると、同社の請求者に係る資格喪失届は同年 10 月中に提出されたものと推認できる。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者に係る勤務状況及び保険料の控除は不明である旨を陳述している。

さらに、請求期間において、A 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、回答のあった者のうち 3 名は請求者のことを覚えているとしているものの、全員が請求者の当該期間に係る勤務実態等について具体的な記憶がなく、厚生年金保険料の控除についても分からないとしている。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600178 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月

私は、勤務していた A 社から平成 18 年 4 月に賞与が支給されていたと記憶しているが、当該賞与に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者と取引のあった金融機関から提供された請求者に係る流動性預金異動明細表によると、A 社から給与が振り込まれた記録は確認できるものの、請求期間に係る賞与の振込記録は確認できない。

また、B 社は、「請求期間当時の給与及び賞与に係る資料は残っていないが、A 社における賞与の支給時期は、給与規定により 7 月及び 12 月と定められており、請求者も一般社員として雇用していたことから、当該規定に基づき請求期間に賞与を支給していない。なお、一般社員とは別の雇用形態であった A 社が組織した実業団チームの関係者は、一般社員の 7 月に支給される上期賞与を 4 月又は 5 月に支給していた。」と回答している。

さらに、A 社が加入する健康保険組合から提出された請求者に係る報告書によると、請求者の同健康保険組合に届け出られた賞与の記録はオンライン記録と一致しており、請求者の請求期間に係る賞与の記録は確認できない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者に賞与が支給され、当該期間に係る保険料が事業主により賞与から控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者に対し、A 社から請求期間の賞与が支払われていた事実を確認又は推

認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600176 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1700004 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 12 月 21 日から昭和 50 年 3 月 31 日まで

私は、請求期間において 2 年又は 3 年程度であったが、A 社に勤務していたのに、勤務した期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は、請求期間のうち昭和 45 年 12 月 21 日から昭和 48 年 2 月 16 日までの期間及び昭和 49 年 2 月 4 日から同年 3 月 31 日までの期間において、A 社に雇用されていたことは確認できる。

しかしながら、A 社は、「請求期間当時の勤務実態が分かる関連資料は無く、請求者の勤務状況等が不明である。」と回答している上、同社の現在の事務担当者は、請求期間当時は、従業員の希望により厚生年金保険に加入させていた旨を陳述しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の被保険者資格に関する届出状況等について確認することができない。

また、請求期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者記録がある者 19 名に照会しても、回答のあった者 10 名のうち 4 名は、請求者を記憶していたが、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない旨を回答しており、残る 6 名は請求者を記憶していないとしている。

さらに、上記 19 名に係る雇用保険の被保険者記録を確認したところ、確認ができた 17 名全員が雇用保険の加入時期と厚生年金保険の加入時期が相違しており、うち 14 名は、雇用保険に加入して 4 か月以上（長い場合は 6 年以上）経過してから、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求者が一緒に勤務し、同時期に同じ会社に転職したとして名前を挙げた同僚は、請求者と同様に A 社に

において雇用保険の被保険者記録があるが、厚生年金保険の被保険者記録は無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、整理番号（健康保険の番号）に欠番も無い。

その上、請求者は、請求期間のうち、昭和45年12月から昭和48年3月までの期間及び昭和49年1月から昭和50年2月までの期間は、国民年金に加入しており、当該期間は申請免除の期間となっている上、昭和48年4月21日から昭和49年1月20日までは、他の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、同事業所に係る請求者の雇用保険の被保険者記録とも符合している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。